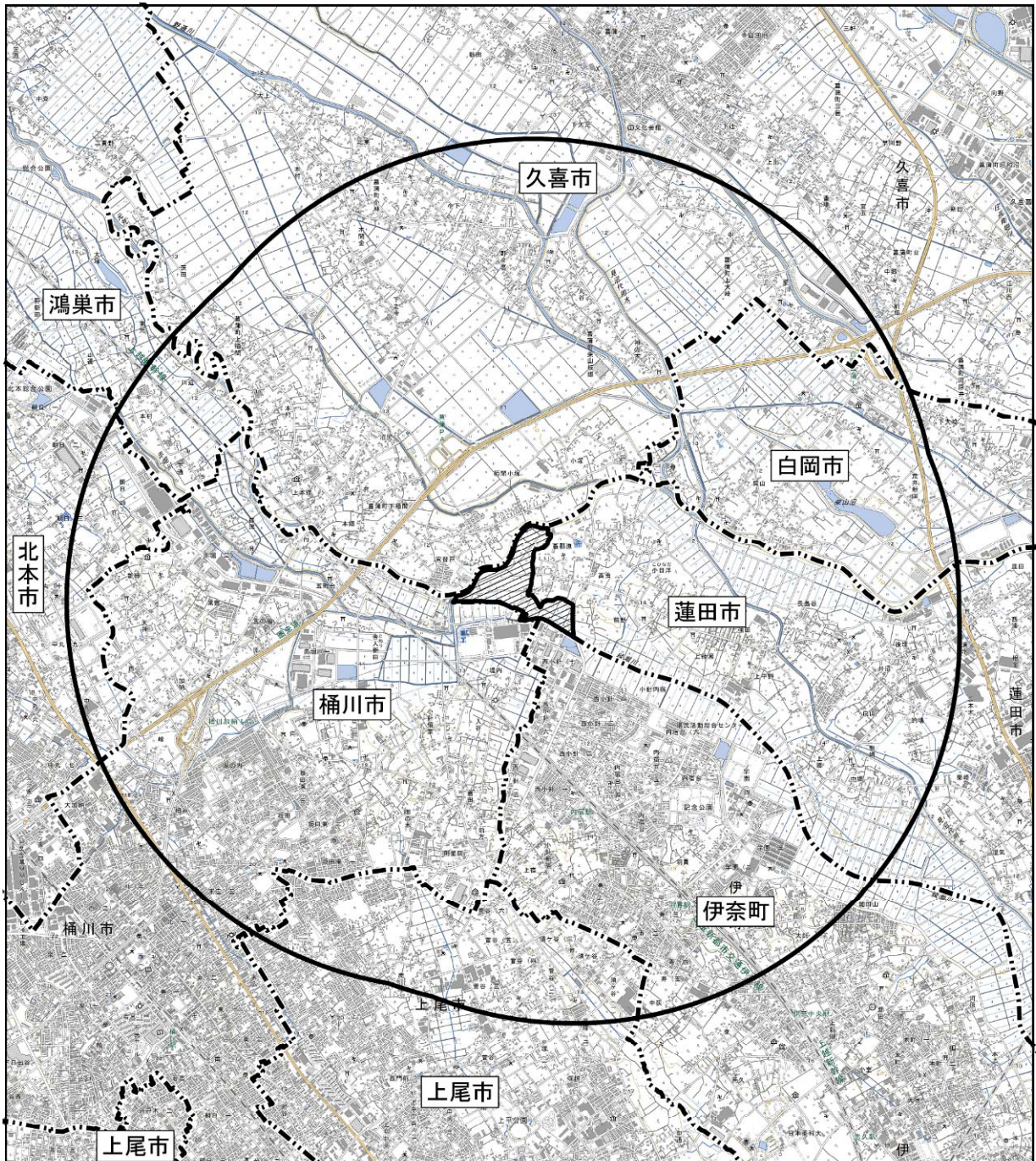





## 第5章 地域の概況

計画区域及びその周辺の概況は、令和元年8月までに公表されている、入手可能な既存資料等により把握した。「計画区域及びその周辺」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画区域及びその周囲約3kmとした（図5-1参照）。そのため、既存資料の調査としては、蓮田市、鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、白岡市及び伊奈町の7市1町（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km



1:50,000



図 5-1  
地域特性の調査対象区域

## 5.1 社会的状況

### 5.1.1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口

関係市町の世帯数、人口の状況は、表5.1-1に、人口の推移は図5.1-1に示すとおりである。  
計画区域が位置する蓮田市における令和元年6月現在の人口は61,558人である。

関係市町における平成元年から令和元年までの人口の推移は、上尾市、白岡市、伊奈町は緩やかな増加傾向になり、その他の関係市は横ばい傾向にある。

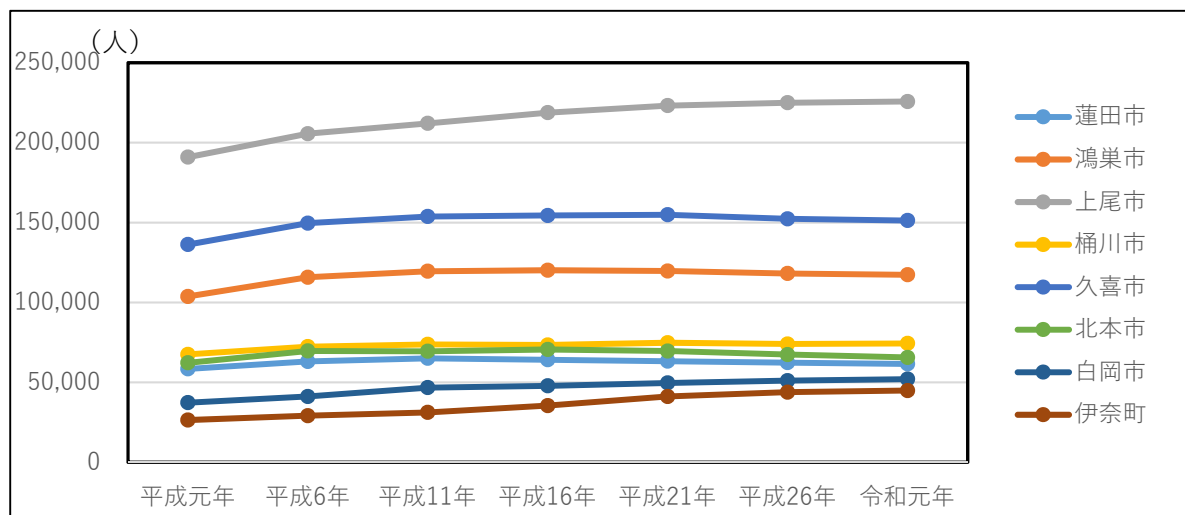
表5.1-1 人口・世帯数の状況

市町名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
蓮田市	25,381	61,558	27.28	2,257
鴻巣市	47,190	117,314	67.44	1,740
上尾市	95,950	225,765	45.51	4,961
桶川市	30,323	74,351	25.35	2,933
久喜市	62,160	151,289	82.41	1,836
北本市	27,424	65,605	19.82	3,310
白岡市	20,406	52,038	24.92	2,088
伊奈町	17,687	44,899	14.79	3,036

注：令和元年6月1日現在

出典：「埼玉県推計人口」（令和元年6月、埼玉県総務部総務課 HP）

「平成28年市町村勢概要」（平成31年3月、埼玉県総務部統計課 HP）



注1：各年6月1日現在

注2：平成17年10月に鴻巣市が北足立郡吹上町と北埼玉郡川里町を編入。以前のデータは1市2町の合計。

注3：平成22年3月に久喜市、北葛飾郡栗橋町、北葛飾郡鷺宮町、南埼玉郡菖蒲町が合併。以前のデータは1市3町の合計。

注4：平成24年10月に南埼玉郡白岡町が市制施行して白岡市が誕生。以前のデータは白岡町の値。

出典：「埼玉県推計人口(時系列データ)」（令和元年6月、埼玉県総務部統計課 HP）

図5.1-1 人口・世帯数の状況

(2) 産業

関係市町の産業別事業所数及び従業者数は、表5.1-2に示すとおりである。

計画区域の位置する蓮田市は「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の占める割合が高い。

表5.1-2(1) 関係市町の産業分類別事業所数及び従業者数（平成28年）

産業分類	蓮田市			鴻巣市			上尾市			桶川市			
	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	事業所数	従業者数	構成比 (%)	
全産業	1,631	17,676	100.0	3,574	32,058	100.0	6,292	67,915	100.0	2,253	24,328	100.0	
第1次産業	農業，林業	6	117	0.7	25	279	0.9	9	170	0.3	1	56	0.2
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	219	1,365	7.7	363	1,757	5.5	615	4,179	6.2	236	1,229	5.1
	製造業	147	3,689	20.9	320	7,132	22.2	527	10,163	15.0	188	3,818	15.7
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	0.0	1	5	0.0	2	110	0.2	2	36	0.1
	情報通信業	7	29	0.2	16	103	0.3	33	284	0.4	15	149	0.6
	運輸業，郵便業	48	1,439	8.1	74	1,332	4.2	138	5,136	7.6	80	4,321	17.8
	卸売業，小売業	377	3,277	18.5	903	7,773	24.2	1,393	17,058	25.1	558	5,379	22.1
	金融業，保険業	15	257	1.5	39	401	1.3	70	962	1.4	35	520	2.1
	不動産業，物品賃貸業	85	222	1.3	252	626	2.0	552	1,963	2.9	156	448	1.8
	学術研究，専門・技術サービス業	60	221	1.3	101	305	1.0	253	1,654	2.4	89	473	1.9
	宿泊業，飲食サービス業	183	1,641	9.3	376	2,610	8.1	754	6,342	9.3	225	1,790	7.4
	生活関連サービス業，娯楽業	170	531	3.0	399	1,619	5.1	688	3,673	5.4	275	974	4.0
	教育，学習支援業	72	350	2.0	151	935	2.9	327	3,057	4.5	106	734	3.0
	医療，福祉	151	3,512	19.9	314	4,995	15.6	583	9,610	14.2	186	2,812	11.6
	複合サービス事業	9	188	1.1	18	378	1.2	20	261	0.4	6	45	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	81	835	4.7	222	1,808	5.6	328	3,293	4.8	95	1,544	6.3	

注1：平成28年6月1日現在。

注2：表中の「-」は皆無または該当なしを示す。

注3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「平成30年埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課）

表5.1-2(2) 関係市町の産業分類別事業所数及び従業者数（平成28年）

産業分類	久喜市			北本市			白岡市			伊奈町			
	事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)	事業所数	従業者数	構成比(%)	
全産業	5,003	57,027	100.0	1,957	19,609	100.0	1,387	13,606	100.0	1,298	14,196	100.0	
第1次産業	農業, 林業	15	185	0.3	4	34	0.2	-	-	-	1	4	0.0
	漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設業	512	3,054	5.4	200	1,140	5.8	154	735	5.4	188	1,098	7.7
	製造業	444	12,723	22.3	158	3,806	19.4	121	2,346	17.2	198	3,810	26.8
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	174	0.3	-	-	-	-	-	-	2	17	0.1
	情報通信業	21	159	0.3	11	33	0.2	2	10	0.1	5	15	0.1
	運輸業, 郵便業	170	5,095	8.9	23	567	2.9	59	2,164	15.9	68	1,834	12.9
	卸売業, 小売業	1,300	11,819	20.7	475	4,656	23.7	320	2,914	21.4	281	2,581	18.2
	金融業, 保険業	64	815	1.4	27	399	2.0	13	147	1.1	9	96	0.7
	不動産業, 物品賃貸業	291	994	1.7	139	499	2.5	106	272	2.0	51	144	1.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	161	803	1.4	70	271	1.4	58	369	2.7	44	212	1.5
	宿泊業, 飲食サービス業	553	4,863	8.5	228	2,342	11.9	127	740	5.4	116	957	6.7
	生活関連サービス業, 娯楽業	510	2,249	3.9	233	1,171	6.0	161	481	3.5	108	475	3.3
	教育, 学習支援業	217	1,192	2.1	87	645	3.3	63	316	2.3	71	712	5.0
	医療, 福祉	418	8,016	14.1	200	3,345	17.1	126	2,438	17.9	87	1,446	10.2
	複合サービス事業	25	560	1.0	7	42	0.2	7	49	0.4	2	15	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	295	4,326	7.6	95	659	3.4	70	625	4.6	67	780	5.5	

注1：平成28年6月1日現在。

注2：表中の「-」は皆無または該当なしを示す。

注3：国及び地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所を除く。また、事業内容等が不詳の事業所も除く。

出典：「平成30年埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課）

## 5.1.2 土地利用の状況

### (1) 地目別土地利用

関係市町における地目別土地利用面積は表5.1-3に示すとおりである。蓮田市では宅地に利用されている面積が771.0haとなっている。

表5.1-3 地目別土地利用面積（平成29年）

単位：ha

市町名	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
蓮田市	436.7	633.3	771.0	7.6	91.5	-	1.4	533.0
鴻巣市	1,742.8	1,527.8	1,522.4	4.0	26.1	-	17.5	330.5
上尾市	60.7	767.1	1,904.9	0.5	135.6	-	9.4	872.3
桶川市	142.8	612.9	783.0	2.2	71.6	-	11.1	217.5
久喜市	2,027.4	1,557.3	2,270.2	81.1	34.4	-	2.6	1,529.7
北本市	59.5	500.3	848.7	0.0	72.6	-	1.4	129.9
白岡市	461.6	621.5	644.1	14.2	39.8	-	5.4	179.1
伊奈町	170.9	277.9	487.5	0.4	60.3	-	0.6	145.5

注1：平成29年1月1日現在。

注2：「-」は、皆無または該当数字無し。

注3：この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

注4：「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

注5：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉水等は、本表には含まれない。

出典：「平成30年埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課）

### (2) 土地利用計画の状況

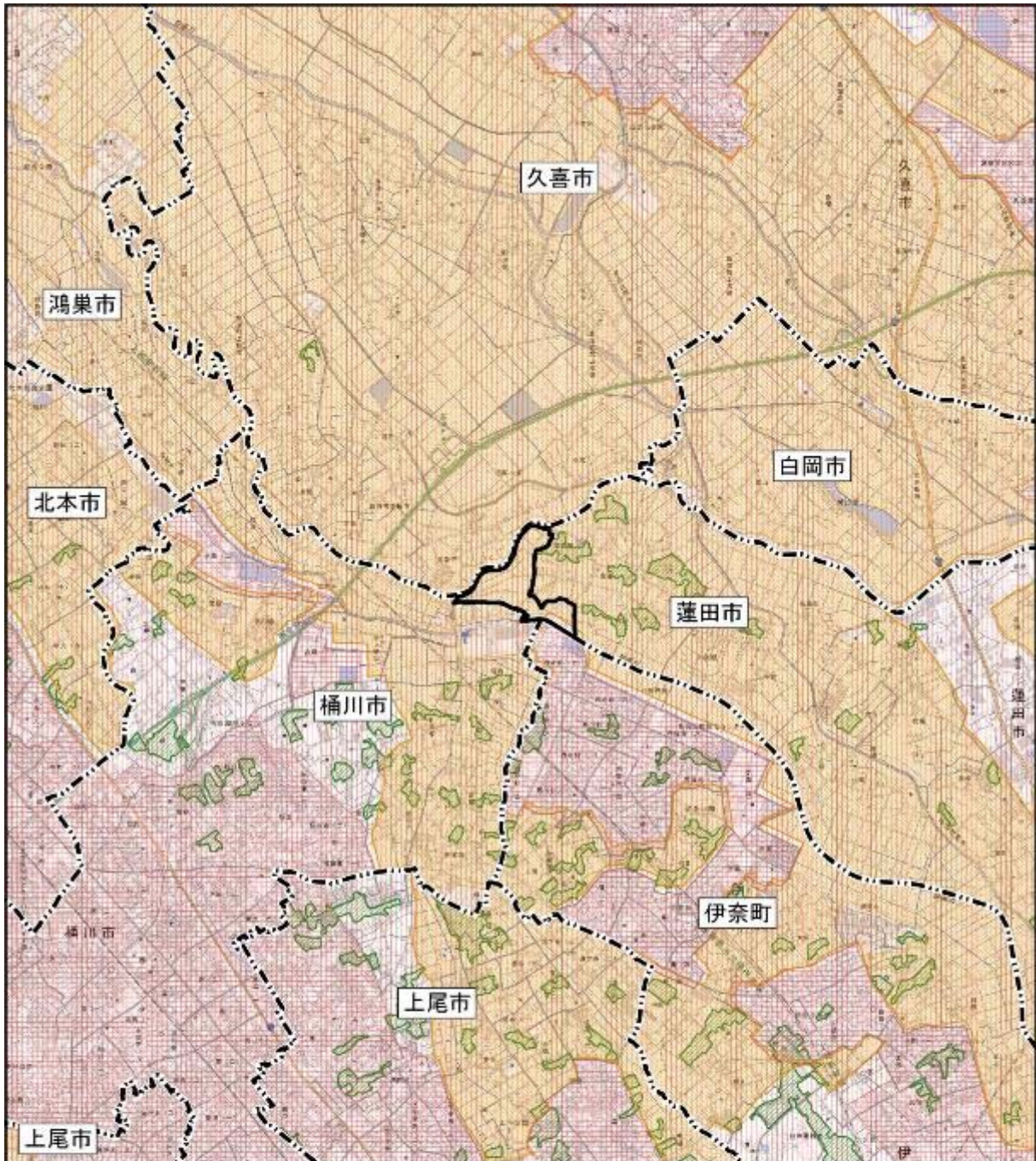
計画区域及び周辺区域の土地利用基本計画は図5.1-2に示すとおりである。

計画区域は、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、森林地域、及び地域森林計画対象民有林に位置している。

計画区域及び周辺区域の用途地域図は図5.1-3に示すとおりである。

計画区域は用途地域の指定のない区域となっている。

伊奈町のある計画区域の南側と、桶川市のある計画区域の西側は工業専用地域、工業地域に指定されている。



凡 例

- |   |          |   |             |
|---|----------|---|-------------|
|  | 計画区域     |  | 地域森林計画対象民有林 |
|  | 市町界      |  | 保安林         |
|  | 都市地域     |  | 自然公園地域      |
|  | 市街化区域    |  | 特別地域        |
|  | 市街化調整区域  |  | 特別保護地区      |
|  | その他の用途地域 |  | 自然保全地域      |
|  | 農業地域     |  | 厳正自然環境保全地域  |
|  | 農用地区域    |  | 特別地区        |
|  | 森林地域     |   |             |
|  | 国有林      |   |             |

N



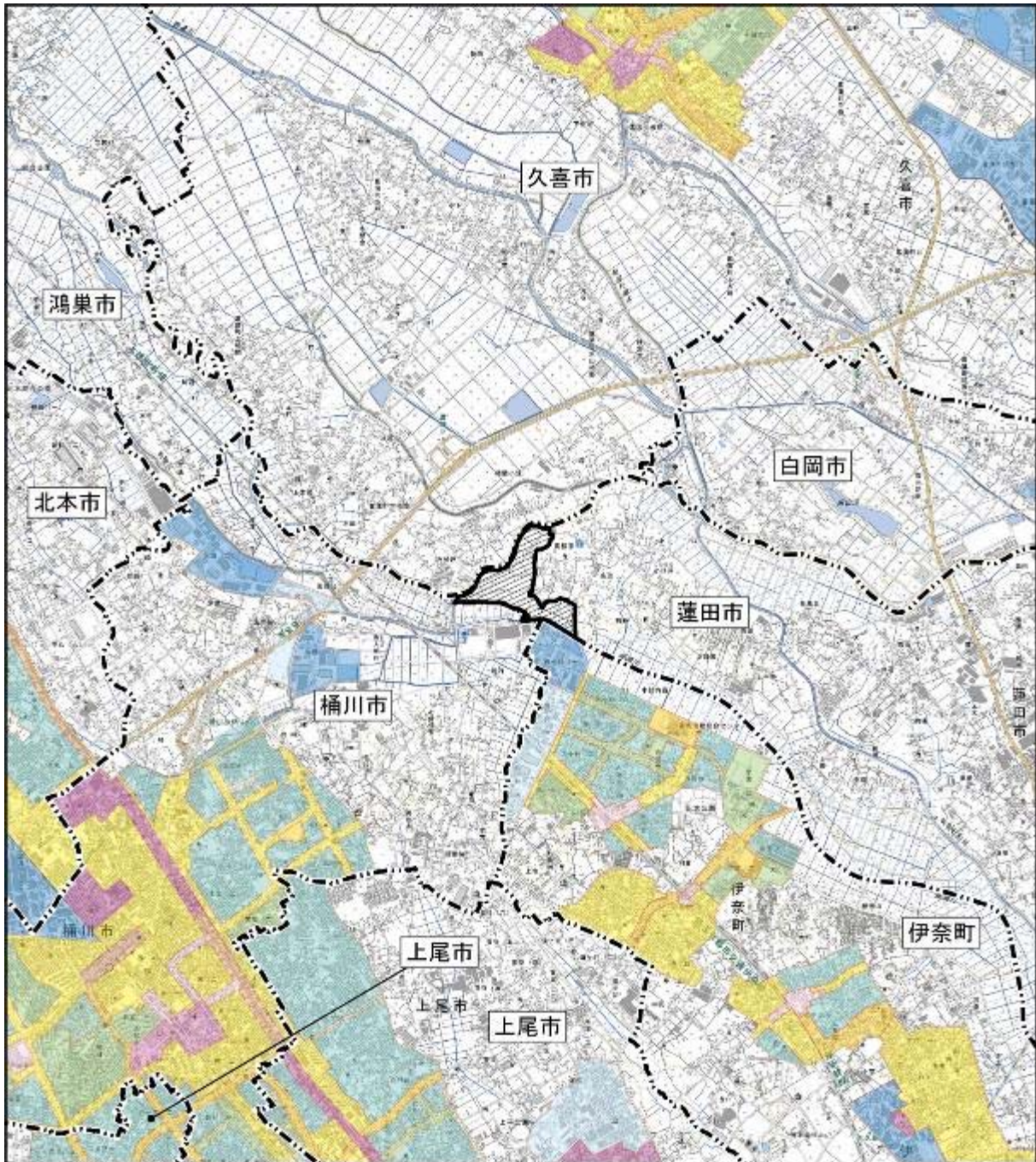
1:50,000





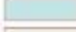







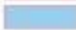



図 5.1-2

土地利用基本計画図

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」  
(国土交通省国土政策局総合計画課 HP)



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  第一種低層住居専用地域
-  第二種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域

出典：「都市計画図」（蓮田市HP）  
「鴻巣市都市計画図」（鴻巣市HP）  
「都市計画図」（あげおガイドアピマップ）  
「都市計画図等について」（桶川市HP）  
「都市計画」（久喜市HP）  
「都市計画図等について」（北本市HP）  
「白岡市の都市計画図」（白岡市HP）  
「都市計画図・白図について」（伊奈町HP）

N



1:50,000

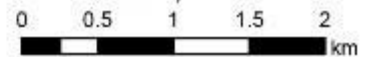


図 5.1-3

用途地域の指定状況



### 5.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川の分布

計画区域及びその周辺の主な河川の状況は、図5.1-4に示すとおりである。計画区域及びその周辺の一級河川としては計画区域の北西側に元荒川が、南側に綾瀬川が流れている。

#### (2) 上水道

関係市町における上水道の状況は、表5.1-4に示すとおりである。計画区域の位置する蓮田市の上水道普及率は99.7%となっている。

表5.1-4 上水道の状況（平成29年度）

市町名	行政区域内総人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
蓮田市	61,941	68,300	61,755	99.7
鴻巣市	117,816	122,234	117,753	99.9
上尾市	225,557	230,000	225,106	99.8
桶川市	74,226	75,600	73,929	99.6
久喜市	151,598	157,900	151,502	99.9
北本市	66,126	69,300	65,861	99.6
白岡市	52,176	52,500	52,040	99.7
伊奈町	44,844	50,000	44,754	99.8

出典：「埼玉県の水道 平成30年度版」（平成31年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課）

#### (3) 農業用水

蓮田市においては、農業用水として見沼代用水と元荒川の水を利用している。

出典：「農業集落排水（農村下水道）の整備」（平成30年11月、蓮田市下水道課HP）

#### (4) 内水面漁業

計画区域周辺における内水面漁業の内容は、表5.1-5に示すとおりである。

計画区域周辺に流れている綾瀬川、元荒川等には漁業権が設定されている。

表5.1-5 計画区域周辺の漁業権の内容

免許番号	主な区域	漁業権者	魚種
共第5号	中川・綾瀬川・元荒川・ 大落古利根川・青毛堀川・ 備前堀川・葛西用水	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合	おいかわ、こい、 ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、 なまず

出典：「埼玉の水産／埼玉県知事の第五種共同漁業権漁場・魚種総括表」（平成30年2月、埼玉県農林部生産振興課HP）



(5) 地下水の利用状況

計画区域及び周辺地域における地下水採取量の推移は、表5.1-6に示すとおりである。

計画区域である蓮田市が位置する東部地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多くなっている。

表5.1-6 地下水採取量の推移

単位：千 $\text{m}^3$ /日

中央部地域 (鴻巣市、上尾市、 蕨市、桶川市、北 本市、伊奈町)	用途	平成27年	平成28年	平成29年
	水道用	129.3	126.4	133.4
	建築物用	4.7	5.1	5.0
	工業用	23.3	22.7	24.3
	農業用	10.4	7.0	9.0
	水産業	0.0	0.1	0.1
	非常災害	1.1	1.0	0.7
	その他	8.0	6.7	5.8
	計	176.8	169.0	178.3

東部地域 (行田市、加須市、 春日部市、羽生市、 久喜市、蓮田市、 幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町)	用途	平成27年	平成28年	平成29年
	水道用	51.1	52.2	55.5
	建築物用	4.3	4.3	4.4
	工業用	8.3	7.8	9.5
	農業用	0.2	0.9	0.5
	水産業	0.0	0.0	0.0
	非常災害	0.0	0.1	0.0
	その他	1.7	1.9	2.1
	計	65.6	67.2	72.0

出典：「平成30年版埼玉県環境白書」（平成30年12月、埼玉県）

### 5.1.4 交通の状況

計画区域及びその周辺の交通網の状況は図5.1-5に示すとおりである。

道路は計画区域の北西に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が、計画区域内には主要地方道77号行田蓮田線が通っている。

鉄道は計画区域の南西に上越新幹線が通っており、最寄りの駅は計画区域から南に約1.3kmに位置する埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の内宿駅である。

#### (1) 道路交通量

計画区域及びその周辺の自動車交通量調査結果は表5.1-7に、調査地点は図5.1-6に示すとおりである。

計画区域内を通る主要地方道77号行田蓮田線の昼間12時間交通量は7,148台となっている。

表5.1-7 道路交通量の状況（平成27年度・平日）

図中 番号	路線名	観測地点名	昼間12時間交通量（台）			24時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	一般国道468号 （圏央道）	一般国道122号～ 東北自動車道	4,720	3,361	8,081	6,070	4,721	10,791
②	一般国道17号	桶川市末広1-5-23	22,482	4,618	27,100	32,245	8,300	40,545
③		桶川市東1-9-9	24,424	4,963	29,387	34,662	8,962	43,624
④	一般国道122号	久喜市菖蒲町三箇 2446	13,577	6,081	19,658	18,637	9,024	27,661
⑤		白岡市下大崎379	14,680	7,481	22,161	21,912	9,557	31,469
⑥		蓮田市根金993	16,022	6,671	22,693	23,428	8,796	32,224
⑦	主要地方道5号 さいたま菖蒲線	久喜市菖蒲町三箇 835-2	4,908	1,744	6,652	6,553	2,028	8,581
⑧		上尾市平塚2151-1	10,332	1,544	11,876	13,716	2,198	15,914
⑨		北足立郡伊奈町西 小針7丁目	6,240	1,752	7,992	8,346	2,124	10,470
⑩		蓮田市高虫729	5,751	1,282	7,033	7,843	1,536	9,379
⑪	主要地方道12号 川越栗橋線	桶川市五町台74-2	9,655	4,911	14,566	13,886	5,778	19,664
⑫	主要地方道57号 さいたま鴻巣線	上尾市泉台3丁目 2-9	8,572	771	9,343	10,966	1,180	12,146
⑬	主要地方道77号 行田蓮田線	久喜市菖蒲町栢間 3843	3,624	799	4,423	4,652	965	5,617
⑭		蓮田市高虫289	5,749	1,399	7,148	7,517	1,704	9,221
⑮	主要地方道78号 春日部菖蒲線	久喜市除堀351	4,829	828	5,657	6,230	1,068	7,298
⑯	主要地方道87号 上尾久喜線	北足立郡伊奈町学 園4丁目34	9,163	2,195	11,358	12,304	2,802	15,106
⑰		蓮田市根金366	5,367	1,430	6,797	7,270	1,876	9,146
⑱	一般県道164号 鴻巣桶川さいたま線	桶川市北2丁目 4-14	11,085	503	11,588	14,290	1,122	15,412
⑲		上尾市上65-5	8,993	407	9,400	11,544	864	12,408
⑳	一般県道311号 蓮田鴻巣線	桶川市倉田27-3	9,488	1,460	10,948	12,607	2,063	14,670
㉑		桶川市加納757-1	6,606	895	7,501	8,589	1,237	9,826
㉒	一般県道312号 下石戸上菖蒲線	北本市朝日2丁目 304-2	7,768	1,623	9,391	10,470	2,020	12,490
㉓	一般県道396号 下早見菖蒲線	久喜市菖蒲町昭和 沼1	5,285	2,533	7,818	7,353	2,889	10,242

注1：図中番号は、図5.1-6に対応する。

注2：昼間12時間とは観測時間帯が午前7時から午後7時を示す。

出典：「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」（国土交通省HP）

「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（埼玉県県土整備部県土整備政策課HP）

(2) 鉄道

計画区域に最も近い埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の内宿駅及びJR高崎線の桶川駅の乗降人員の経年推移は表5.1-8に示すとおりである。

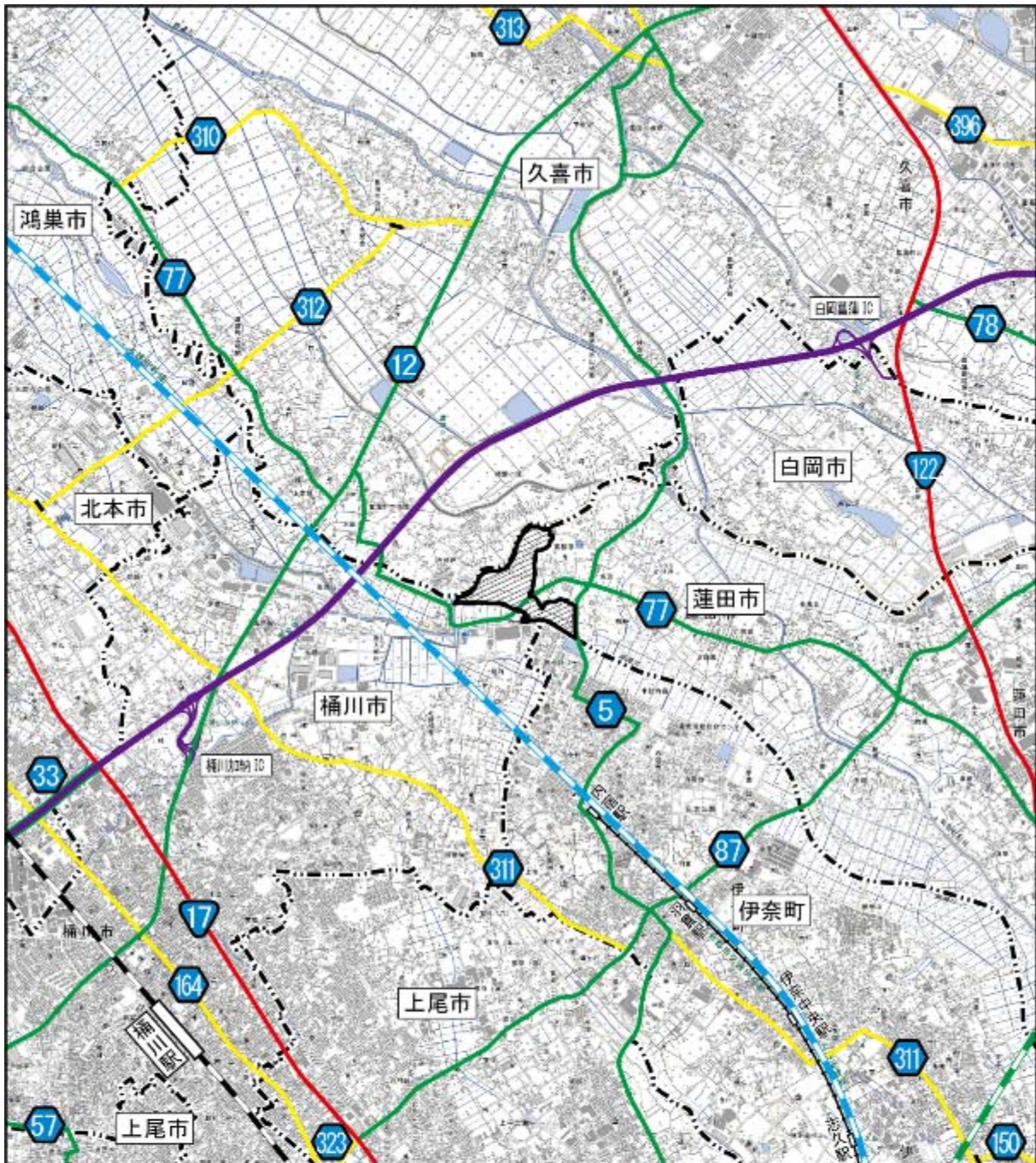
表5.1-8 内宿駅及び桶川駅の乗降人員の推移

駅		乗降人数					
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
年間 (人 /年)	埼玉新都市交通伊奈線 内宿駅	乗車	790,474	808,369	843,400	851,358	871,372
		降車	791,107	810,047	844,806	851,966	872,576
		合計	1,581,581	1,618,416	1,688,206	1,703,324	1,743,948
	JR 高崎線 桶川駅	9,837,270	9,548,846	9,598,519	9,554,912	9,604,209	
1日 (人 /日)	埼玉新都市交通伊奈線 内宿駅	4,333	4,434	4,625	4,667	4,778	
	JR 高崎線 桶川駅	53,903	52,322	52,595	52,356	52,626	






注1：1日当たりの乗降人数は、年間乗降人数/365で算出した。

注2：JRの駅については、降車人員数は調査されていないため、乗車人員×2で算出した。

出典：「埼玉県統計年鑑」（埼玉県総務部統計課）



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  首都圏中央連絡自動車道(圏央道)
-  国道
-  主要地方道
-  一般県道
-  上越新幹線
-  東北新幹線
-  高崎線
-  埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」  
(埼玉県 HP)

N



1:50,000

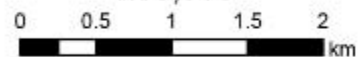


図 5.1-5

交通網図



## 5.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅

### (1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設

計画区域及びその周辺の主要公共公益施設等は表5.1-9及び図5.1-7に示すとおりである。

計画区域に最寄りの保全施設は、教育施設については南東側約1kmに位置する伊奈町立小針北小学校が、福祉・医療施設については南東側約1kmに位置する北保育所がある。

表5.1-9(1) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育）

図中番号	分類	名称	所在地
1	私立幼稚園	上尾寿幼稚園	上尾市上 1521
2		しろがね幼稚園	桶川市大字坂田 150 番地
3		うさぎ幼稚園	桶川市倉田 103
4	小学校	蓮田市立平野小学校	蓮田市井沼 937
5		上尾市立上平北小学校	上尾市南 287
6		桶川市立加納小学校	桶川市坂田 883
7		桶川市立桶川東小学校	桶川市坂田 239
8		久喜市立小林小学校	久喜市菖蒲町小林 2197
9		久喜市立栢間小学校	久喜市菖蒲町下栢間 2720
10		北本市立中丸東小学校	北本市中丸 10-270
11		白岡市立大山小学校	白岡市荒井新田 339
12		伊奈町立小針小学校	伊奈町寿 2-80-1
13		伊奈町立小針北小学校	伊奈町内宿台 5-214-1
14		中学校	埼玉県立伊奈学園中学校
15	蓮田市立平野中学校		蓮田市井沼 932
16	桶川市立桶川東中学校		桶川市末広 3-19-28
17	桶川市立加納中学校		桶川市加納 1279
18	久喜市立菖蒲中学校		久喜市菖蒲町上大崎 860
19	久喜市立菖蒲南中学校		久喜市菖蒲町小林 110
20	伊奈町立小針中学校		伊奈町学園 2-207
21	高等学校	埼玉県立桶川高等学校	桶川市坂田 945
22		埼玉県立伊奈学園総合高等学校	伊奈町学園 4-1-1
23	図書館	桶川市 坂田図書館	桶川市坂田東 2-3-1

注：図中番号は、図5.1-7(1)に対応する。

出典：「埼玉県学校便覧」（令和元年7月閲覧、埼玉県教育局教育政策課HP）

「私立各種学校一覧（令和元年5月1日現在）」（埼玉県総務部学事課HP）

「施設案内」（桶川市図書館HP）



表5.1-9(2) 環境保全についての配慮が特に必要な施設（福祉・医療）

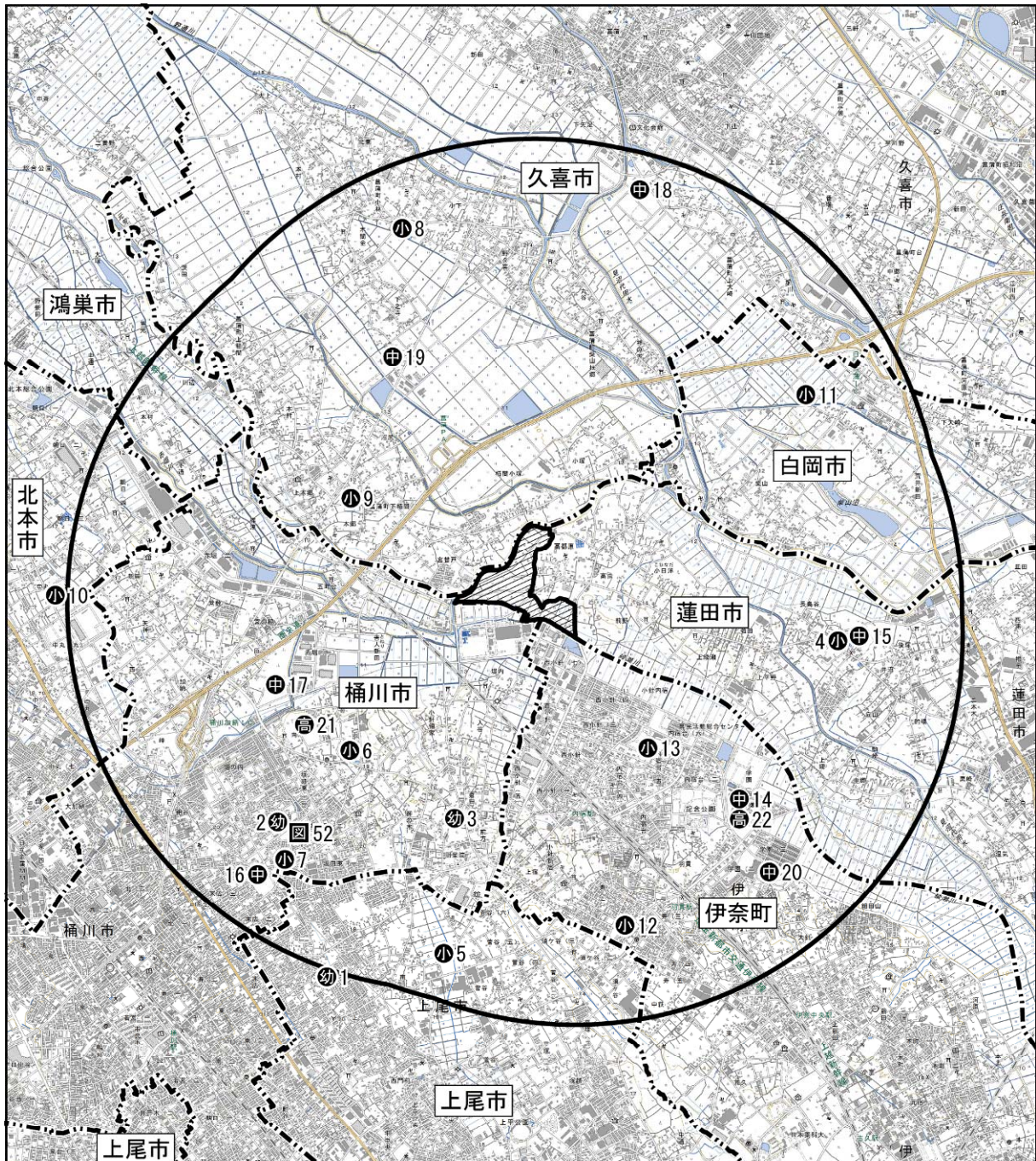
図中番号	分類	名称	所在地
1	認可保育所	坂田保育所	桶川市坂田 1559-1
2		北保育所	伊奈町内宿台 5-214-3
3		カオルキッズランド伊奈園	伊奈町小針新宿 523-1
4		伊奈ゆたか保育園	伊奈町内宿台 4-22-2
5		つくしんぼ保育園	伊奈町大針 619-4
6	特別養護老人ホーム	ひので	蓮田市大字上平野 616 番地 1
7		べに花の郷	桶川市坂田 516-1
8		花ノ木の郷	桶川市大字加納 1824-1
9		クイーンズビラ桶川	桶川市坂田 845 番地 1
10		しょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1
11		光乃里	白岡市大字荒井新田 359-1
12		みちみち伊奈北	伊奈町大字小針新宿 368-1
13	介護老人保健施設	ハートランド桶川	桶川市坂田 1725
14		葵の園・桶川	桶川市倉田 2208 番 1 他
15	軽費老人ホーム（ケアハウス）	べに花の郷	桶川市坂田 516-1
16	有料老人ホーム	有料老人ホーム フルール桶川	桶川市坂田 1407-1
17		はーとらいふ桶川	桶川市大字坂田 80-8
18		介護付有料老人ホーム和み伊奈	伊奈町学園 3-45
19	病院	医療法人壽照会大谷記念病院	桶川市大字加納字宮ノ脇 2216 番地
20		医療法人社団顕心会 伊奈中央病院	伊奈町寿 4-43
21	診療所	特別養護老人ホームひので医務室	蓮田市上平野 616-1
22		よこづか眼科	上尾市久保 457-8
23		医療法人江慈会 江原医院	上尾市上 1148-2
24		上尾かみクリニック	上尾市上 848-7
25		江口医院	上尾市須ヶ谷 1-76-5
26		特別養護老人ホーム花ノ木の郷医務室	桶川市加納 1824-1
27		大野整形外科	桶川市坂田 1514
28		社会福祉法人明和会特別養護老人ホームべに花の郷	桶川市坂田 516-1
29		クイーンズビラ桶川診療所	桶川市坂田 845-1
30		いけだファミリークリニック桶川	桶川市坂田東 2-3-1 フズボ 桶川 B 棟 B-5
31		豊田医院	桶川市坂田東 3-26-13
32		なかた呼吸器科内科クリニック	桶川市倉田字西窪台 255-5
33		末広整形外科	桶川市末広 2-11-21
34		医療法人昭和会三須医院	久喜市菖蒲町下栢間 2814
35		特別養護老人ホームしょうぶの里	久喜市菖蒲町下栢間 2815-1
36		重城泌尿器科クリニック	久喜市菖蒲町上栢間 3168
37		鈴木医院	北本市中丸 8-257
38		きたもと脳神経外科クリニック	北本市中丸 8 丁目 219 番地
39		医療法人藤葉会伊藤クリニック	北本市朝日 2-304-1
40		株式会社 S U B A R U 埼玉健康支援室	北本市朝日 4 丁目 410 番地
41		特別養護老人ホーム 光乃里	白岡市荒井新田 359-1
42		医療法人社団曙光会 石くぼ医院	伊奈町学園 2-187
43		みやうち内科・消化器内科クリニック	伊奈町寿 2-144-4
44		特別養護老人ホームみちみち伊奈北診療所	伊奈町大字小針新宿 368-1
45		伊奈 E N T クリニック	伊奈町大針 814-1
46		しらすき眼科医院	伊奈町大針 847-1
47		金崎内科医院	伊奈町内宿台 3 丁目 40 番
48		内田クリニック	伊奈町内宿台 5 丁目 4 番地

注：図中番号は、図 5.1-7(2)に対応する。





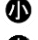



出典：「認可保育所一覧（令和元年 5 月時点）」（埼玉県福祉部少子政策課 HP）

「高齢者福祉施設施設名簿」（令和元年 7 月閲覧、埼玉県福祉部高齢者福祉課 HP）

「埼玉県医療機能情報提供システム」（令和元年 7 月閲覧、埼玉県保健医療部医療整備課 HP）



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  幼稚園
-  小学校
-  中学校
-  高等学校
-  図書館

注：図中の番号は表 5.1-9(1)に対応する。



1:50,000

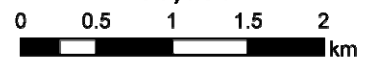
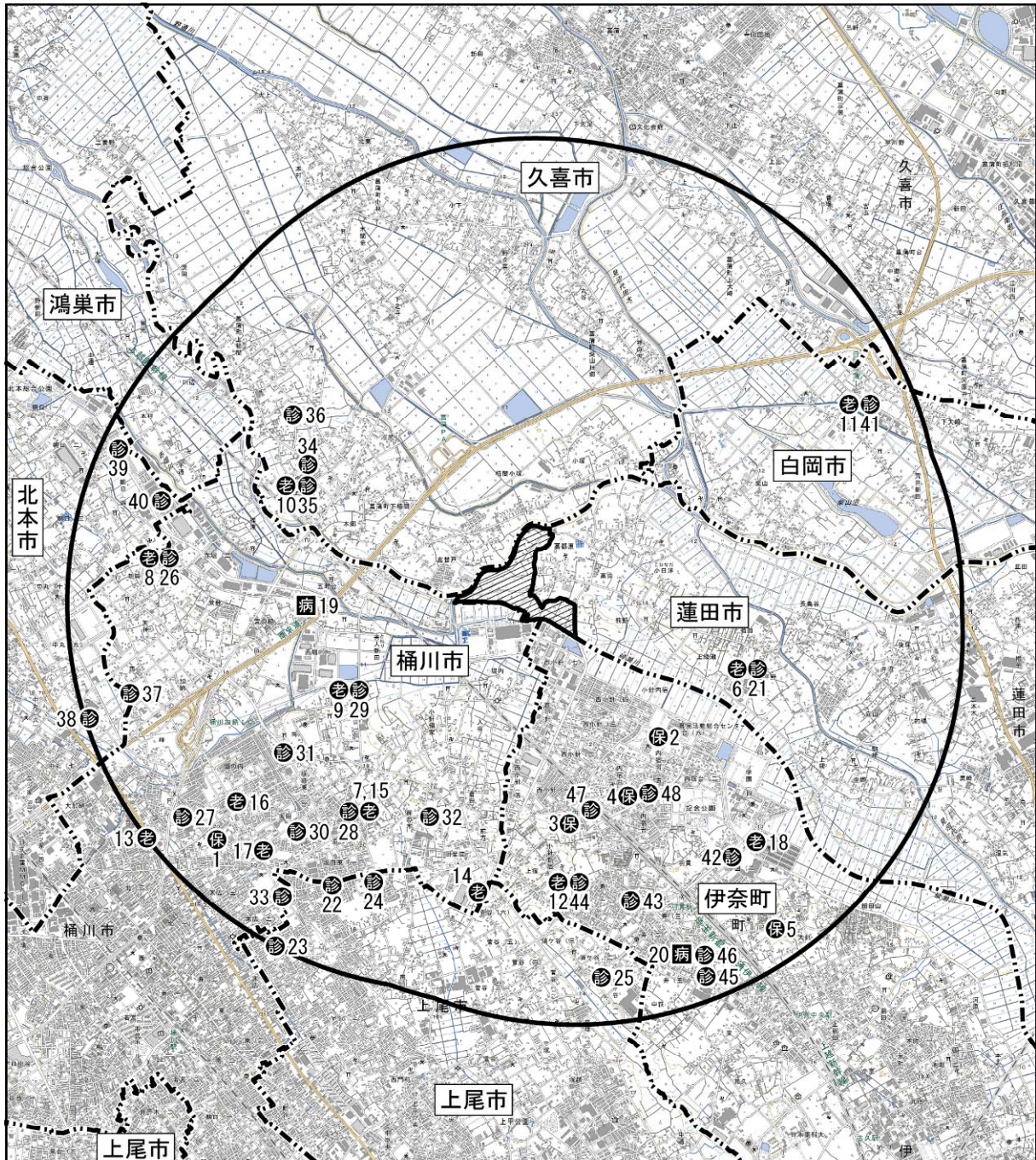









図 5.1-7(1)

環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図  
(教育)



凡 例

-  計画区域
-  市町界
-  計画区域外周より半径3.0km
-  認可保育所
-  老人ホーム等
-  病院
-  診療所



1:50,000

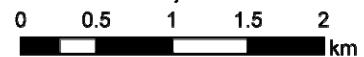


図 5.1-7(2)

環境保全についての配慮が特に必要な施設位置図  
(福祉・医療)

注：図中の番号は表 5.1-9(2)に対応する。

## (2) 住宅の分布状況

計画区域及びその周辺の地域においては、計画区域の南東側の伊奈町は第一種住居地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域等に住居が分布している。(図5.1-3参照)

## 5.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況

### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表5.1-10に示すとおりである。

計画区域がある蓮田市の公共下水道の普及率は72.8%（埼玉県の普及率は80.8%）である。

表5.1-10 公共下水道整備状況（平成29年度末）

流域名	市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
荒川左岸南部流域	上尾市	228,387	186,804	81.8
	鴻巣市	118,974	91,646	77.0
荒川左岸北部流域	桶川市	75,258	60,379	80.2
	北本市	66,935	49,463	73.9
中川流域	蓮田市	62,137	45,225	72.8
	白岡市	52,511	35,941	68.4
	伊奈町	44,718	33,375	74.6
古利根川流域	久喜市	153,714	105,947	68.9

注1：行政人口は、平成30年3月末現在の住民基本台帳人口である。

注2：蓮田市の値は、特定環境保全公共下水道の分を含む。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（平成30年8月、埼玉県下水道局下水道事業課HP）

### (2) し尿処理

#### 1) 水洗化状況

関係市町の水洗化状況は表5.1-11に示すとおりである。

関係市町の水洗化率は98.0%～99.8%となっており、計画区域のある蓮田市の水洗化率は98.3%である。

表5.1-11 水洗化状況（平成29年度実績）

市町名	総人口(人)	水洗化人口(人)			水洗化率	非水洗化人口(人)			非水洗化率
		公共下水道人口	浄化槽人口	計		計画収集人口	自家処理人口	計	
蓮田市	62,266	45,532	15,690	61,222	98.3%	1,044	0	1,044	1.7%
鴻巣市	119,047	86,486	31,170	117,656	98.8%	1,391	0	1,391	1.2%
上尾市	228,314	186,069	41,367	227,436	99.6%	878	0	878	0.4%
桶川市	75,234	55,768	18,834	74,602	99.2%	632	0	632	0.8%
久喜市	153,994	100,712	50,202	150,914	98.0%	3,080	0	3,080	2.0%
北本市	67,144	53,100	13,885	66,985	99.8%	159	0	159	0.2%
白岡市	52,464	33,038	18,495	51,533	98.2%	931	0	931	1.8%
伊奈町	44,670	31,431	12,630	44,061	98.6%	609	0	609	1.4%

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成29年度実績～」(令和元年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

## 2) し尿・浄化槽汚泥処理量

関係市町のし尿・浄化槽汚泥処理量は表5.1-12に示すとおりである。

関係市町は下水道投入、自家処理等はなく、すべて処理施設において処理されている。計画区域の位置する蓮田市の総処理量は8,566kLとなっている。

表5.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理量（平成29年度実績）

市町名	処理量(kL)			左記の処理区分(kL)			自家処理量(kL)	総処理量(kL)
	計	くみ取りし尿	浄化槽汚泥	処理施設の処理量	下水道投入量	その他		
蓮田市	8,566	920	7,646	8,566	0	0	0	8,566
鴻巣市	11,975	1,611	10,364	11,975	0	0	0	11,975
上尾市	16,939	1,722	15,217	16,939	0	0	0	16,939
桶川市	7,729	377	7,352	7,729	0	0	0	7,729
久喜市	22,234	1,285	20,949	22,234	0	0	0	22,234
北本市	5,162	398	4,764	5,162	0	0	0	5,162
白岡市	7,488	724	6,764	7,488	0	0	0	7,488
伊奈町	4,462	625	3,837	4,462	0	0	0	4,462

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成29年度実績～」（令和元年6月、埼玉県環境部資源循環推進課）

### (3) ごみ処理

関係市町におけるごみ排出量は表5.1-13に、蓮田市におけるごみ処理の状況は表5.1-14に示すとおりである。

蓮田市における平成29年度の年間排出量は16,824tであり、年々減少傾向にある。

表5.1-13 関係市町のごみ排出量（平成29年度実績）

市町名	計画収集人口 (人)	ごみ排出量(t)					合計(t)
		事業系	生活系	資源ごみ		集団回収	
				家庭系			
蓮田市	62,266	2,891	13,963	2,042	11,921	0	16,854
鴻巣市	119,047	6,537	27,090	5,380	21,710	843	34,470
上尾市	228,314	5,681	48,318	4,330	43,988	5,550	59,549
桶川市	75,234	3,526	17,061	4,921	12,140	0	20,587
久喜市	153,994	9,545	35,324	8,765	26,559	1,516	46,385
北本市	67,144	3,391	15,284	2,891	12,393	0	18,675
白岡市	52,464	2,716	12,015	1,931	10,084	213	14,944
伊奈町	44,670	2,989	10,464	2,319	8,145	247	13,700

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～平成29年度実績～」(令和元年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表5.1-14 蓮田市におけるごみ処理の状況

年度	収集世帯	収集人口	可燃ごみ年間排出量(t)			不燃ごみ(金属・ガラス類)年間排出量(t)	年間排出量合計(t)
			計	燃えるごみ	資源ごみ		
平成25年	25,897	62,948	16,643	14,910	1,733	1,432	17,812
平成26年	26,120	62,747	16,557	14,899	1,658	1,422	17,979
平成27年	26,333	62,503	16,151	14,710	1,441	1,278	17,429
平成28年	26,468	62,310	15,714	14,387	1,327	1,312	17,026
平成29年	26,739	62,137	15,574	14,309	1,265	1,250	16,824

注：資源ごみは古紙と布類を示す。

出典：「統計はすだ 平成30年度版」(平成31年4月、蓮田市)

## 5.1.7 法令による指定及び規制等の状況

### (1) 大気汚染

#### 1) 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表5.1-15のとおり定められている。また、大気環境中に係るダイオキシン類の環境基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」により、表5.1-16のとおり定められている。

表 5.1-15 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。	
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期的評価	1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
		短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	長期基準	年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		短期基準	1 日平均値の年間 98 パーセントイル値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること		
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
備考：1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

注：大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 5.1-16 大気環境中の係るダイオキシン類環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

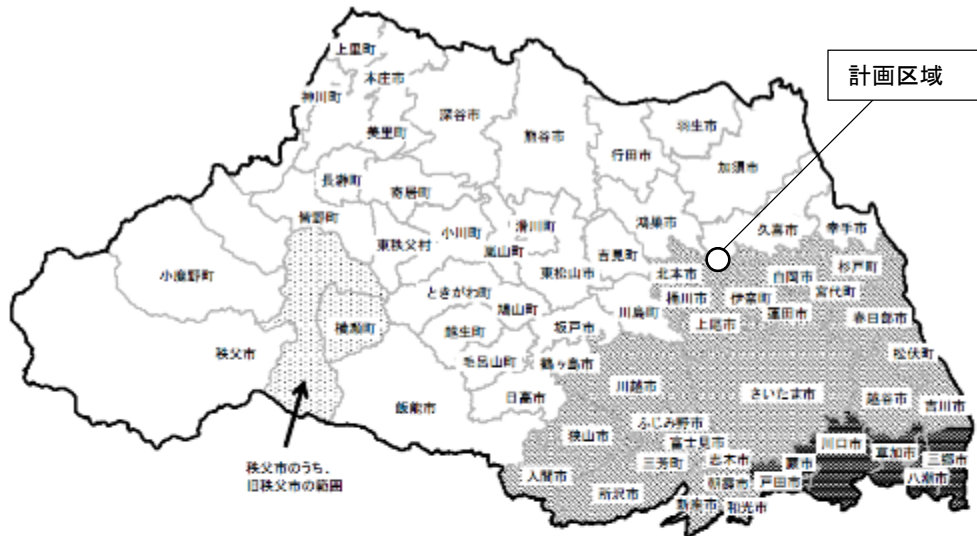
2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は図5.1-8に示すとおり、計画区域がある蓮田市は26号地域に該当する。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については、埼玉県では27号地域のみが指定地域となっているため、計画区域に適用されない。



K値

根拠法令	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例
項目 地域	法第3条第2項 (地域区分)	法第3条第2項 (一般排出基準)	法第3条第3項 (特別排出基準)	条例第50条
			S49.4.1以降設置	新設・既設の区別なし
	27号地域	3.5	2.34	9.0
	26号地域	9.0	—	14.5
	28号地域	14.5	—	17.5
	100号地域	17.5	—	

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

図5.1-8 硫黄酸化物のK値規制



(イ) ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表5.1-17に示すとおりである。

表5.1-17 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準（抜粋）

ばい煙発生施設の種類		規模 最大排ガス量 (万m <sup>3</sup> /時)	標準酸素 濃度 (O <sub>n</sub> %)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	O <sub>n</sub> の扱い
ボイラー 〔小型ボイ ラーの規 制につい ては下表〕	ガス専焼ボイラー 〔都市ガス、LPGガスのみ を燃焼させるボイラー〕	4以上	5	0.05	—	—
		4未満		0.10	—	—
	液体専焼及び液体・ガ ス混焼ボイラー 〔液体： 重油・灯油・軽油等〕	20以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1未満		0.30	—	当分の間 0s
	黒液燃焼ボイラー 〔黒液：紙パルプの製造 時に発生する廃液〕	20以上	0s	0.15	既設は当分の間 0.20	—
		4～20		0.25	既設は当分の間	—
		4未満		0.30	0.35	—
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	4以上	6	0.30	—	当分の間 0s
4未満		既設は当分の間 0.40				
ガスタービン		—	16	0.05	昭和63年1月31 日までに設置 された施設及 び非常用施設 は当分の間適 用を猶予する	—

注1：「0s」（標準酸素濃度）とは標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

注2：既設とは昭和57年6月1日以前に設置された施設をいう。

小型ボイラー（伝熱面積10m<sup>2</sup>未満でバーナー燃焼能力（重油換算）500/時以上

施設設置年月日	使用燃料の種類	一般排出基準
昭和60年9月9日以前	—	当分の間適用を猶予する
昭和60年9月10日以後	ガス・灯油・軽油又はA重油	当分の間適用を猶予する
	その他燃料	0.3g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> (ただし、平成2年9月9日までに設 置されたものは0.5g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

(ウ) 窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止法」に基づく排出基準と「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準は表5.1-18に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排出基準が定められている。

表5.1-18 窒素酸化物の排出基準及び指導基準

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /時)	標準酸素濃度 (0n%)	排出基準 <sup>注3,4</sup> (ppm)	指導基準 <sup>注5</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50以上	5	60	—
		10～50		100	—
		4～10		100	—
		1～4		100	—
		1未満		150	—
	排煙脱硫装置付 <sup>注1</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1未満		180	160
	液体燃焼ボイラー <sup>注2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1未満		180	160
	固体燃焼ボイラー (石炭を除く)	70以上	6	200	—
		50～70		250	—
20～50		250		—	
4～20		250		—	
0.5～4		350		—	
0.5未満		350		—	
ガスタービン	ガス専焼	4.5以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0未満			20
	液体燃焼	4.5以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0未満			20

注1：昭和52年6月18日以前に排煙脱硫装置を付けたもの（排ガス量が1万m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時未満のものについては昭和52年9月10日以前）。

注2：液体燃焼ボイラーのうち昭和52年9月9日までに設置された排ガス量が5,000m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時未満の過負荷燃焼型のものは適用除外される。

注3：排出基準は、熱源として電気を利用するばい煙発生施設には適用されない。

注4：非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

注5：指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス量5,000m<sup>3</sup><sub>N</sub>/時以上の施設に適用される。

注6：排出基準及び指導基準は、平成2年9月10日以降に設置する施設を対象とする。

出典：「埼玉県の大气規制（固定発生源）ばい煙関係」（平成30年12月、埼玉県環境部大気環境課）

(エ) 揮発性有機化合物 (VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) 発生施設に係る排出基準は表5.1-19に示すとおりである。

表5.1-19 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物 (VOC) の排出基準

施設の種類		規制対象規模	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設 (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供する塗装施設 新設：400ppmC 既設：700ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るもの) を除く。	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> /時以上	木材・木製品 (家具を含む。) の製造の用に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設 (木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設 (洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク [密閉式及び浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。)] のものを除く。]	容量が1,000kℓ以上	新設 全て 60,000ppmC
			既設 2,000kℓ以上 60,000ppmC 既設 2,000kℓ未満 当分の間猶予

注1: 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とします。また、複数ある場合には、その能力を合算する。

注2: 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置されている場合、規制対象に含まないものとする。

注3: 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

注4: 「乾燥施設」は、VOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」は、VOCを洗浄剤として用いるものとする。

注5: 「既設」とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設である。(設置の工事が着手されているものを含む。)

注6: 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容積比百万分率である。

出典: 「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物 (VOC) ・炭化水素類関係」  
(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ) 炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素発生施設に係る排出基準は表5. 1-20に示すとおりである。

表5. 1-20 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素の排出基準

施設の種類	規制対象規模	規制基準
1 貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク（一タンクの貯蔵容量が500kℓ以上のもの）	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンク又はこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
2 給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク（一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が27kℓ以上となる事業所に設置されているもの）	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
3 出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの（一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が1,000kℓ以上となる事業所に設置されているもの）	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
4 ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が23kg以上となる事業所に設置されているもの	処理設備（内蔵されるものを含む）を設置し、適正に稼働させること
5 製造設備	炭化水素類等の製品（食料品を除く。）を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が180ℓ以上であること	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること
6 使用施設	物（食料品を除く。）の製造において炭化水素類等（燃料として使用するものを除く。）を使用する規則で定める施設※ 炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり500kg以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり5,000kg以上である事業所に設置されている施設が対象 ※ 規則で定める施設（規則第30条第2項、規則別表第3） ① 塗装の用に供する施設（塗装、乾燥又は焼付け施設） ② 印刷の用に供する施設（印刷、乾燥又は焼付け施設） ③ 接着の用に供する施設（接着又は乾燥施設） ④ その他の施設（洗浄 乾燥 焼付け 分離 混合 吸収 精製 晶出蒸発 蒸留 抽出 濃縮 合成 分解 重合 反応）を行うもの	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷又はプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設規制基準：イ、ロ又はハ（いずれかを選択することができる） 2 1を除く使用施設規制基準：イ又はロ（いずれかを選択することができる） 【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるAの値が30%以下であること $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の 大気中への年間排出量 (単位 kg)}}{\text{原材料の年間使用量 (単位 kg)}} \times 100$ ロ 使用施設を設置する工場又は事業場におけるBの値が50%以下であること $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の 大気中への年間排出量 (単位 kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の 年間使用量 (単位 kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること

注：施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当させる必要がある。

出典：「埼玉県の大气規制 揮発性有機化合物(VOC)・炭化水素類関係」  
(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

## イ. 自動車NOx・PM法に基づく対策地域

関係市町村は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）の対策地域に含まれる。対策地域については図5.1-9に示すとおりである。また、埼玉県生活環境保全条例では県内全域で県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止の規制内容を示している。

自動車NOx・PM法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。

また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車NOx・PM法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる。



図 5.1-9 埼玉県生活環境保全条例及び自動車 NOx・PM 法適用地域図

## (2) 水質

### 1) 環境基本法等に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表5.1-21に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表5.1-22に、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表5.1-23に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準は表5.1-24に示すとおりである。

表 5.1-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 5. 1-22 (1) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	-

備考：1. 基準値は日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。  
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。  
 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

- 注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級；沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級；コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級；沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級；特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 5. 1-22 (2) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 5.1-23 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。  
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5.1-24 水質に係るダイオキシン類環境基準

物質	基準値 (年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注：水底の底質を除く。



## 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 「水質汚濁防止法」等に基づく排水基準及び指定水域又は指定地域

水質汚濁に関しては、「水質汚濁防止法」に加え、埼玉県における「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例（上乘せ条例）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等が行われている。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく工場又は事業場からの公共用水域への排水の排水基準は表5. 1-25に示すとおりである。

表 5. 1-25 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物 <sup>注2</sup>	カドミウム 0.03	1,1-ジクロロエチレン	1
シアン化合物	シアン 1	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機リン化合物 (パラチオン、メルパチオン、メルピメ ン及びEPNに限る)	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	鉛 0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
6価クロム化合物	6価クロム 0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	砒素 0.1	チウラム	0.06
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	水銀 0.005	シマジン	0.03
アルキル水銀化合物	検出されないこと。 (定量限界 0.0005)	チオベンカルブ	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.003	ベンゼン	0.1
トリクロロエチレン	0.1	セレン及びその化合物	セレン 0.1
テトラクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物 <sup>注2</sup>	ほう素 10
ジクロロメタン	0.2	ふっ素及びその化合物 <sup>注2</sup> <sup>注3</sup>	ふっ素 8
四塩化炭素	0.02	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸 <sup>注2</sup>	100 <sup>注1</sup>
1,2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン <sup>注2</sup>	0.5

注1：1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100mg。

注2：一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用される。

注3：一部の業種について、上乘せ条例による暫定基準が適用される。

(3) 騒音

1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

関係市町における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 5.1-26に示すとおりである。

表 5.1-26 騒音に係る環境基準

地域の類型		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)			
一般地域	A 地域	第1種低層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下		
		第2種低層住居専用地域				
		田園住宅地域				
		第1種中高層住居専用地域				
		第2種中高層住居専用地域				
	B 地域	第1種住居地域				
		第2種住居地域				
		準住居地域				
		用途地域の定めのない地域				
	C 地域	近隣商業地域			60dB 以下	50dB 以下
		商業地域				
		準工業地域				
		工業地域				
道路に面する地域	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下			
	B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下			
	C 地域のうち車線を有する道路に面する地域					
幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)	屋外	70dB 以下	65dB 以下			
	窓を閉めた屋内※	45dB 以下	40dB 以下			

※：窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

注1：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

## 2) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表5.1-27に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表5.1-28に示す。

表 5.1-27 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

注3：2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県HP）

表 5.1-28 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県HP）

イ. 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表5.1-29に示すとおりである。

表 5.1-29 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

- a区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- b区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域
- c区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ウ. 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表5.1-30に示すとおりである。

表 5.1-30 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65dB	70dB	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

#### (4) 振動

##### 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

###### ア. 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準は表5.1-31に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表5.1-32に示す。

表 5.1-31 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市計画区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

注3：2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

表 5.1-32 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

イ. 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は表5. 1-33に示すとおりである。

表 5. 1-33 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

第 2 種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

ウ. 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表5. 1-34に示すとおりである。

表 5. 1-34 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	昼	夜
			午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）		60dB	55dB
	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5 デシベル減じた値とする。（第 1 種区域は除く。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県 HP）

(5) 土壌汚染

1) 環境基本法等に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表5.1-35に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表5.1-36に示すとおりである。

表 5.1-35 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注：土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

表 5.1-36 土壌に係るダイオキシン類環境基準

項 目	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

## (6) 地盤沈下

### 1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では図5.1-10に示すとおり、地下水の採取により地盤沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤沈下が生じるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域とし、地下水の採取を規制する地域としている。計画区域のある蓮田市は、第一種指定地域に指定されている。



出典：「地下水採取規制について」（埼玉県HP）

図5.1-10 地下水採取規制地域図



(7) 悪臭

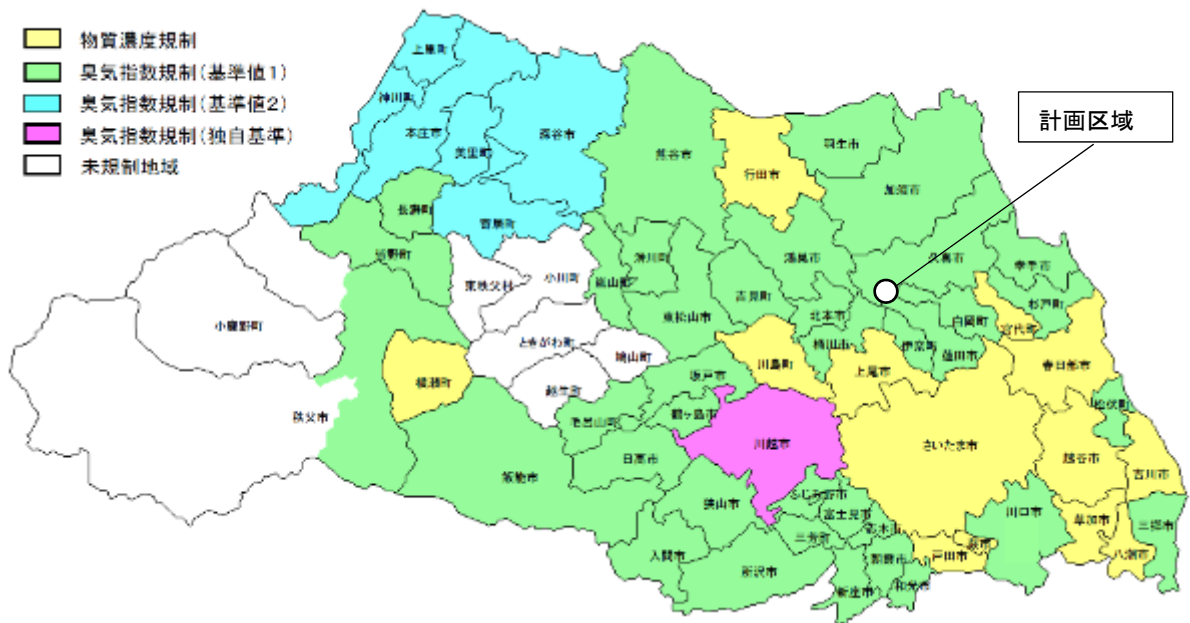
1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

「悪臭防止法」では地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」、「埼玉県生活環境保全条例」では「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域を図5.1-11に示す。

計画区域のある蓮田市は、臭気指数規制（基準値1）の規制地域になっている。

蓮田市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は表5.1-37に示すとおりである。

○悪臭防止法規制地域



出典：「悪臭の規制について」（埼玉県HP）

図5.1-11 悪臭防止法規制地域

表 5.1-37 「悪臭防止法」に基づく規制基準

地域区分	基準値（基準値1）	煙突等の排出口における排出基準	排出水中の規制基準
A 区域 (B、C 区域を除く地域)	臭気指数 15	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出	敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出
B 区域 (農業振興地域)	臭気指数 18		
C 区域 (工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18		

出典：「悪臭の規制について」（埼玉県HP）



## (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推移」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための4つの柱として施策を展開している。

「蓮田市第4次総合振興計画 基本構想（改定版）」に示された、廃棄物に係る施策として、「循環型社会の推進」を掲げており、大量生産・大量消費・大量廃棄のあり方を見直し、循環型社会のしくみづくりの構築を推進している。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、平成27年3月に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」を策定している。これは、計画期間の中間年に当たる平成26年度に、地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえた見直しを行い、計画を改定したものであり、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減することを目標としている。

## (11) 自然関係法令等

計画区域及び周辺地域における自然環境系法令等に基づく指定等の状況は表5.1-38に示すとおりである。

計画区域は、「特定猟具使用禁止区域(銃)」、「地下水採取規制地域」等に指定されている。

表 5.1-38 計画区域及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		県自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさと緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	
		鳥獣保護区	×	○	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		○	○	埼玉県生活環境保全条例	
土地利用	都市地域	×	×	都市計画法	
	市街化区域	×	○		
	市街化調整区域	○	○		
	その他の用途地域	×	×		
	農業振興地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	○	○		
	森林地域	○	○	森林法	
	国有林	×	×		
地域森林計画対象民有林	×	○			
文化財保護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・市指定)	×	×	文化財保護法	
		×	○	埼玉県文化財保護条例	
		×	×	蓮田市文化財保護条例	
		×	○	久喜市文化財保護条例	
		×	○	伊奈町文化財保護条例	
		×	○	桶川市文化財保護条例	
		×	×	白岡市文化財保護条例	
		×	×	上尾市文化財保護条例	
		×	×	北本市文化財保護条例	
×	×	鴻巣市文化財保護条例			
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域(一般課題対応区域)	○	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域(特定課題対応区域)	×	○		
	景観計画区域(景観形成推進区域)	×	×		

注：指定等の有無の「○」は指定あり、「×」は指定なしであることを示す。